

Ⅱ 基本構想

第1章

まちづくりの基本理念

本市は、先人たちの努力と情熱によって、豊かな自然環境を育みながら、首都近郊の住宅都市として、また、優良な企業が多数立地する県内有数の工業都市として、発展を続けてきました。

しかし、近年は、人口急増期に転入した市民が高齢期を迎え、少子高齢化と人口減少が続いています。また、同時期に整備された公共施設やインフラが老朽化するなど、まちの魅力や活力を維持していくことが困難になってきています。

このようななか、本市では、伝統と文化を大切にしながら、新しい狭山の創造を目指し、次の基本理念に基づき、市民、市民団体、事業者、行政が連携・協働して、情熱を持って次世代につながる元気なまちづくりに取り組みます。

基本理念 1 環境と共生するまちづくり

武蔵野の豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、将来にわたって守り、次の世代へと引き継いでいく、環境と共生するまちづくりを進めます。

基本理念 2 だれもが幸せに生き生きと暮らせるまちづくり

地域の人々がともに支え合い、子どもが健やかに育ち、だれもがそれぞれのライフスタイルに合わせて、幸せに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

基本理念 3 快適な都市空間と活力ある産業が創出する活気のあるまちづくり

商業、業務、文化、居住などの機能が集積した拠点や、地域の特性を活かした拠点を形成し、これらがネットワークする快適な都市空間を構築するとともに、産業を活性化し、活気のあるまちづくりを進めます。

基本理念 4 学びと創造により培われた人を育む心豊かなまちづくり

子どもたちにこれからの社会を生きる力を育むとともに、誰もが生涯にわたり学び続けることができる学習環境を整備し、創造と交流に培われた市民文化の振興と相まって、人を育み、心の豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

基本理念 5 人と人のつながりを大切にする安全・安心なまちづくり







地域での人と人のつながりを大切にし、信頼関係を築くことにより、地域社会に支えられた安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

第2章 将来像

まちづくりの基本理念に基づいて、本市が目指す将来像を次のように定めます。

緑と健康で豊かな文化都市

この将来像を実現するためのまちづくりの柱を次のように定めます。

- 
1 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～
- 
2 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～
- 
3 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～
- 
4 産業経済 ～活力のある産業を育てるまちをめざして～
- 
5 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～
- 
6 市民生活 ～安全で安心して暮らせるまちをめざして～

第1章

第2章

第3章

第4章

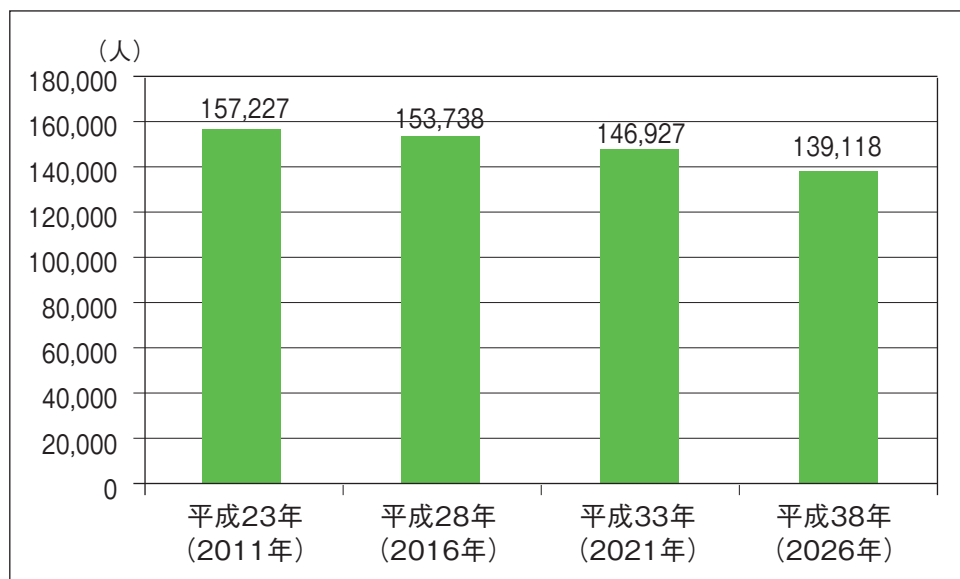
第5章

第6章

第3章 将来人口

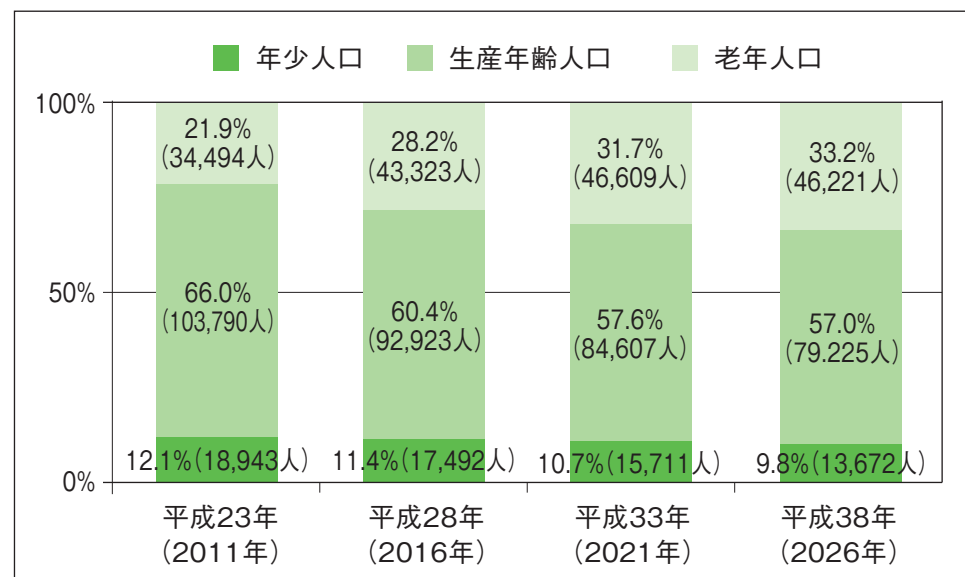
本構想の目標年次である平成37年度(2025年度)の人口は、おおむね139,000人と推計されますが、本構想に基づく各種の施策を着実に実施し、特に若い世代の定住と市外からの移住の促進に積極的に取り組むことにより、140,000人台の人口を維持していきます。

■ 人口の見通し



※各年1月1日現在人口(平成23年と平成28年は実績、平成33年以降は見通し)

■ 年齢3区分別人口の見通し



※各年1月1日現在人口(平成23年と平成28年は実績、平成33年以降は見通し)

第4章

土地利用構想

第1節 土地利用の方針

土地は、現在そして将来にわたり、かけがえのない貴重な資源であり、市民生活や事業活動などの基盤となるものです。

将来像の実現に向けて、次の方針に基づいて秩序ある土地利用を進めます。

- ① 緑豊かな自然環境を次の世代へ引き継いでいくため、緑地などの保全を優先するなかで、これと共生する土地利用を進めます。
- ② 農業の振興や都市のオープンスペースの確保のため、優良な農地の保全を優先するなかで、これと調和する土地利用を進めます。
- ③ 愛着を持って住み続けられる安全で快適な住環境の形成のための、市街地の整備改善を進めます。
- ④ 一体性・連続性のある効率的なまちづくりのため、市街地の計画的な整備を進めます。
- ⑤ 交通の利便性の高いまちづくりに向けて、道路網の整備や公共交通の維持・充実などと連携した土地利用を進めます。
- ⑥ 都市としての自立性や活力の創出のため、商業・業務機能などの集積や産業の立地を促進する土地利用を進めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第2節 都市構造

1. 拠点地区の形成

(1) 中枢拠点

狭山市駅周辺地区については、狭山市駅西口周辺地区整備事業及び狭山市駅東口土地区画整理事業の整備効果を活かし、商業、業務、文化、居住などの都市機能の充実を図り、本市の中枢拠点の形成を進めます。

狭山市駅に近接する入間川地区については、周辺環境と調和した土地利用の転換を進め、新たな市街地を形成することにより、中枢拠点を拡大します。

(2) 地域拠点

入曽駅周辺地区について、地域の経済活動などの特性を踏まえた地域拠点としての市街地形成を進めるとともに、新狭山駅周辺地区については、良好な都市環境の維持保全を図ります。

稻荷山公園駅周辺地区について、既存の公共施設や文教施設を活かした地域拠点の形成を進めます。

(3) 工業・流通拠点

既存の工業団地について、工業拠点にふさわしい環境の整備を進めます。

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)狭山日高インターチェンジ周辺地域について、既存の工業団地の拡張に向け、土地利用の転換を図り、成長分野産業や流通業を中心とした新たな工業・流通拠点の形成を進めます。

(4) 水と緑の拠点

入間川などの河川をはじめとして、智光山公園、堀兼・上赤坂公園、県営狭山稻荷山公園や南部の平地林について、保全や整備を通じて、水と緑の拠点の形成を図ります。

2. 交通網の形成

広域や近隣の都市を結ぶとともに都市の骨格を形成する主要幹線道路や幹線道路の整備を促進します。

市内の各地域を連絡する地域内幹線道路の整備を計画的に進め、良好な交通ネットワークの構築を進めます。

市民生活の利便性や安全性の向上を図るため、生活道路の整備を進めます。

公共交通について、鉄道やバスによる輸送の充実を図ります。

《都市構造図》



凡例

	中枢拠点		自動車専用道路		地域内幹線道路（構想）
	地域拠点		主要幹線道路		核都市広域幹線道路（構想）
	工業・流通拠点		幹線道路		主要な緑地
	緑の拠点		地域内幹線道路		鉄道・駅
	水の拠点		都市計画道路 以外の県道		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第3節 都市的土地利用と自然的土地利用

1. 都市的土地利用

(1) 住宅地

既存の住居系地区について、良好な住環境の形成に向けて、計画的な整備改善を進めます。

(2) 商業・業務地

狭山市駅周辺地区について、本市の中心市街地として、商業・業務地の拡充などを通じて、土地の有効利用を進め、商業、業務、文化などの各種都市機能の充実を図ります。

入曽駅周辺地区について、商業・業務地の拡充などを図るとともに、新狭山駅周辺地区については、商業機能など都市機能を充実させます。

(3) 工業地

既存の工業地区及びその周辺で工業地としての立地条件を備えた地区について、工業地としての環境整備を進めます。

住居が混在する工業系地区について、工場立地の適正化や市街地環境の改善を進めます。

(4) 公園・緑地

智光山公園などの大規模公園について、緑の拠点として、また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、機能の充実を進めます。

市民に身近な公園について、憩いとやすらぎの場として、計画的な整備を進めます。

市街地に残された緑地を保全するとともに、市街地の緑化を推進し、緑豊かな街並み形成を進めます。

2. 自然的土地利用

(1) 樹林地

平地林や斜面林などについて、緑豊かな自然環境を保全することを優先に、適正な土地利用を進めます。

(2) 農用地

市街化調整区域内の農用地について、優良な農地を保全することを優先に、適正な土地利用を進めます。

土地利用転換等を進める場合には、周辺環境と調和した土地利用を進めます。

(3) 集落地等

生活の利便性や快適性の向上を図るため、生活環境の整備改善を進めます。

市街地の周辺などに位置し、市街地としての立地条件を備えた地区について、都市的な土地利用への転換を図る場合は、周辺環境と調和した土地利用を進めます。

3. 土地利用転換

狭山市駅に近接する入間川地区は、本市の中核拠点の拡充に向け、土地利用の転換を進めます。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域は、その利便性を活かし、工業団地の拡張に向け、土地利用の転換を進めます。

既存の工業地区の周辺で工業地としての立地条件を備えた地区については、工業・流通機能などの立地を促進します。












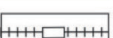
幹線道路などの沿道については、交通の利便性を活かして、商業機能や流通機能などの立地を促進します。

Ⅱ. 基本構想

《土地利用構想図》



凡例

	住宅地		樹林地		主な道路		土地利用転換構想地区
	商業・業務地		農用地		主な道路（構想）		
	工業地		集落地等		河川		
	公園・緑地				鉄道・駅		



Ⅱ. 基本構想

第5章 施策の大綱

第1節 環境共生 ～緑豊かで環境と共生するまちをめざして～

- 環境共生都市※の実現に向け、市民・市民団体・事業者などと協働して、環境に優しい市民生活や事業活動を促進します。
- 持続可能な社会の実現に向け、地球環境や自然環境の保全に取り組みます。
- 水や緑に恵まれた豊かな自然環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくため、環境への負荷を減らすとともに、環境の美化に取り組みます。
- 循環型社会の形成に向け、ごみの発生を抑制するとともに、発生したごみについても、分別とリサイクルを徹底し、適正に処理します。

第2節 健康福祉 ～幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして～

- 住み慣れた地域で幸せに生き生きと暮らせるよう、市民の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活福祉課題を抱える世帯を横断的かつ包括的に支援するため、総合支援体制を整備します。
- 疾病の発生を予防するとともに、早期発見、早期治療するため、乳幼児から高齢者にいたるライフサイクルに応じた健康診査などの充実を図ります。また、地域医療や救急医療体制の充実・強化を進めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアの推進を図るとともに、高齢者が持つ知識や経験が活かされ、生きがいを持って暮らせる社会の実現を図ります。
- 障害者の自立及び社会参加を支援するため、地域で障害者を支えていく仕組みを整備します。
- 安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠時からの支援を充実するとともに、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めます。
- 社会保障制度の適切な運用を図り、生活の自立と安定に向けた支援を推進します。

※環境共生都市とは

(1)水循環都市、(2)自然と共生するための緑の充実、(3)省エネ・リサイクルの3点を備えた都市のことで、エコシティともいう。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第3節 都市基盤 ～快適な都市空間を形成するまちをめざして～

- 将来にわたって快適に暮らせる生活空間を形成するため、駅周辺などにまちの拠点を整備し、都市機能の集積を図るとともに、これらの拠点を結ぶ幹線道路や公共交通機関を充実し、良好な交通ネットワークを構築します。
- 歩行者や自転車の通行空間を確保するなど、安全で便利な道路環境を整備します。
- いっ水を防止するため、河川や水路の整備や改修、雨水の流出抑制に取り組みます。
- 公園や緑地をバランスよく配置し、市民の憩いの場として活用します。
- 快適で安全・安心な生活を維持するとともに、安定した産業活動を維持するため、老朽化が進む道路、橋りょう、水道・下水道施設の更新と長寿命化を推進します。また、災害に備え、橋りょうや水道・下水道施設の耐震化を推進します。

第4節 産業経済 ～活力のある産業を育てるまちをめざして～

- 地域産業の活性化を図るため、企業誘致を推進するとともに、起業や事業拡大を促進します。首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジ周辺地域や既存の工業地区の周辺などについては、新たな産業拠点の形成や、既存の産業拠点の機能の拡充を推進します。
- 農業の活性化を図るため、首都近郊の立地条件を活かし、安全で安心な農産物を消費者に提供するとともに、農産物のブランド化などを推進し、農業の魅力を高めていきます。また、地産地消を推進し、市民の農業に対する理解を深めるとともに、農業の担い手を確保し、生産性の向上を図ります。
- 工業の活性化を図るため、既存工場の活動を支援するとともに、工場の新設及び拡張を支援します。
- 地域商業の活性化を図るため、商業集積の多様化や商業活動の活性化などを図ります。
- 雇用機会の拡充やだれもが働きやすい職場環境の実現を図り、また、中小企業の勤労者や事業主のための福利厚生を充実します。
- 観光の振興を図るため、入間川七夕まつりをはじめとする観光資源を活用するとともに、新たな観光資源の開発や情報の発信を進めます。

第5節 教育文化 ～人を育み文化を創造するまちをめざして～

- 生涯にわたり誰もが豊かに学ぶとともに、その成果を社会のなかで活かすことができるように、学習の機会や場の充実を図ります。また、市民の健康や体力の増進と生きがいの醸成のために、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。
- 子どもたちの個性や創造性を伸ばすとともに、確かな学力の定着と体力の向上及び豊かな心の育成を図り、これらを通じて、子どもたちにこれからの社会を生きる力を育みます。
- 家庭や地域と連携し、青少年に人のつながりを大切にする心や人を思いやる心を育み、社会で生きる倫理観や地域社会に対する理解の醸成を図ります。
- 人権尊重意識を高め、差別のない明るい社会の実現を図ります。国際交流を推進し、異文化に対する理解の醸成を図ります。また、平和に対する意識を高めます。
- 市民が創造性を発揮して様々な芸術文化活動に取り組むとともに、芸術文化に対する市民の理解と関心を高めるため、活動の機会や場の充実を図ります。

第6節 市民生活 ～安全で安心して暮らせるまちをめざして～

- 地域のコミュニティ活動を促進し、コミュニティに支えられた心豊かな地域社会の実現を進めます。
- 男女平等意識を高揚し、男女共同参画を推進することにより、男女がともに支え合う社会の実現を進めます。
- 様々な分野で積極的に情報を活用し、安全・安心で便利な地域社会の実現を図ります。
- 快適な住生活を実現するため、多様な民間住宅の供給を促進するとともに、公的住宅へのニーズに的確に対応します。高齢者や障害者などが住みやすい住宅の確保に取り組むとともに、民間住宅などの耐震改修を促進します。
- 埼玉西部消防組合と連携し、消防・救急体制の充実を図るとともに、消防団、自治会などと連携し、自助・共助・公助の理念のもと、防災体制や災害応急対策の充実や地域防災力の強化を図ります。
- 地域と連携し、交通安全対策や防犯対策を推進します。
- 基地に起因する障害を軽減し、基地周辺の生活環境の向上を図ります。

第6章

構想実現のために

この構想を実現するため、すべての施策に共通するものとして、次の取り組みを進めます。

- まちづくりに主体的に取り組む市民、市民団体、事業者などとの連携を図り、それぞれが役割と責任を分担する「協働によるまちづくり」を進めます。
- 本市が有する様々な魅力を広く内外に発信するなど、積極的なシティプロモーション活動により、本市の知名度の向上を図ります。
- 市民ニーズを的確に把握し、明確なビジョンを定め、適切な進行管理を行うことにより、計画的かつ効率的な財政運営や弾力的な組織運営を図ります。
- 様々な行政課題に対し、広域的な視点から効率的・効果的に対応するため、周辺自治体との連携を推進します。
- 民間の経営ノウハウを活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図るため、公民連携を推進します。
- 若い世代の定住と市外からの移住を促進し、まちの活力を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的に推進します。